

第 2 1 号議案

足立区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(足立区職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区職員の旅費に関する条例 (昭和 5 0 年足立区条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 1 0 年足立区条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 1 1 年足立区条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。